

外ヶ浜町住宅リフォーム支援事業補助金交付要綱

平成28年3月8日制定

令和4年10月1日改定

令和6年4月1日改定

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内建設業者等の施工により町内に存する住宅のリフォーム工事を行う者に対し、予算の範囲内において住宅リフォーム支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付し、地域経済の活性化及び町民の住環境向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人住宅（次のいずれにも該当する住宅をいう。）
 - ア 町内に存する個人所有の住宅であり、本人又はその家族が居住している住宅であること。
 - イ 居住用及び業務用に併用している住宅であること。ただし、別荘は除く。
 - ウ 罹災証明の交付を受けた住宅（以下「被災住宅」という。）であること。
- (2) リフォーム工事 住宅の安全性、耐久性、耐震性及び居住性を向上させるための住宅の修繕、補修、改築、増築、模様替え、設備改善等の工事。
- (3) 町内建設業者等 町内に住所を有する法人及び個人事業者で、町税等を完納しており、リフォーム工事を行う者をいう。ただし、被災住宅の早急な工事実施等を理由にする場合は、町外に住所を有する業者を可とする。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「対象者」という。）は、次の各号の全てを満たす者とする。

- (1) 町内に住所を有する者（住民基本台帳法に基づき住民票に記載されている者をいう。）であること。
- (2) リフォーム工事を行う住宅の所有者及び居住者であること。ただし、リフォーム工事を行う住宅の所有者が、対象者の親（対象者の配偶者の親を含む。）又は子の場合は所有者と同等とみなす。
- (3) 同一世帯に属する者全員が町税等を完納していること。
- (4) 過去にこの事業による補助金の交付を受けていないこと。ただし、被災住宅に係る場合はその限りではない。

(5) 同一箇所に他制度の補助や給付金等を重複して受けていないこと。ただし、被災住宅に係る場合は、その他の補助制度等の対象とならない工事費であること。

(補助金の交付対象工事)

第4条 補助金の交付対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号の全てを満たす工事とする。

(1) 当該リフォーム工事に要した費用が50万円（消費税の額を含む。）以上であること。

ただし、被災住宅に係る費用には交付対象最低額を設けない。

(2) 工事着工時において、建築後1年を経過していること。ただし、被災住宅に係る場合は建築後1年未満を含む。

(3) 住宅部分と非住宅部分とを併せて工事を行ったときは、住宅部分の床面積（リフォーム工事を行った部分に限る。以下同じ。）を住宅部分及び非住宅部分の床面積の合計で除して得た商に、当該リフォーム工事に要した費用の額を乗じて算出するものとする。

(補助)

第5条 町長は、第3条に規定する対象者が町内建設業者等により第4条に規定する対象工事を行ったときは、当該リフォーム工事に要した費用の一部を補助するものとする。

2 前項の規定による補助は、同一人または同一住宅につき1回とする。ただし、被災住宅に係る場合はこの限りではない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、当該リフォーム工事に要した費用（消費税の額を含む。）に100分の20を乗じた額とし、20万円を限度とする。

2 前項に規定する補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、リフォーム工事の着工前に住宅リフォーム支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) リフォーム工事の見積書の写し（詳細のわかるもの）

(2) リフォーム工事を行う住宅等の平面図及び工事施工箇所の写真

(3) 被災住宅にあつては罹災証明書の写し

(4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付申請期間)

第8条 補助金の交付申請期間は当該年度の次に定める期限とする。ただし、閉庁日にあたる場合はその翌日とする。

(1) 4月1日から12月25日

(補助金の交付決定等)

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定した場合は、住宅リフォーム支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(変更又は廃止の承認申請)

第10条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）が、補助金の申請内容を変更する場合又は補助事業を廃止しようとするときは、住宅リフォーム支援事業変更（廃止）承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、承認を得なければならない。

2 町長は、前項の規定により補助金の申請内容の変更又は廃止を承認した場合は、住宅リフォーム緊急支援事業変更（廃止）承認書（様式第4号）により補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 対象者は、リフォーム工事が完了した日から20日以内又は当該年度の2月28日のいずれか早い日までに、住宅リフォーム支援事業実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(1) リフォーム工事領収書の写し

(2) リフォーム工事完了後の現場写真

(3) 建築確認申請が必要なリフォーム工事にあつては、検査済証の写し

(4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の規定による報告があったときは、速やかに審査及び必要に応じて現地確認を実施し、適当と認めたときは、補助金の額を確定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、住宅リフォーム支援事業補助金確定通知書（様式第6号）により、当該補助対象者に通知しなければならない。

(補助金の請求)

第13条 前条に規定する通知書を受けた補助対象者が、補助金の請求をしようとするときは、住宅リフォーム支援事業補助金交付請求書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し等)

第14条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当する場合には補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。

- (1) 第3条及び第4条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 不正手段により補助金を受けたとき。
- (4) その他町長が定める条件に違反したとき。

(取扱方法)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、外ヶ浜町補助金交付規則（平成17年外ヶ浜町規則第43号）の定めるところによる。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和4年10月1日から施行する。
- この要綱は、令和6年4月1日から施行する。